## 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止指針(訪問系)

項目	内容
	【基本的な事項】
<ul><li>①施設運営等に ついて</li></ul>	○「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」,「多数が集まる密集場所」及び 「間近で会話や発声をする密接場面」)を避ける
	○可能な限り同じ時間帯・同じ場所に集まる人数を減らす(食事・休憩 等)
	○定期的な換気, 声を出す機会を減らす, マスク着用の徹底, 清掃の徹底, 共有物の消毒の徹底, 手指衛生指導の徹底
	【感染症対策の再徹底】
	○朝礼などで職員間での情報共有を密に行い,施設の対策を徹底する
	○職員やその家族,利用者やその家族に発熱等の症状があるときは,あらかじめどう対応するかを決めておく。対応に困る場合はかかりつけ医もしくは管轄の保健所に相談する。
	○感染が疑われる者が出た場合には,かかりつけ医もしくは新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル(092-711-4126)に連絡し,指示に従う。
	○感染者が出た場合には,保健所の調査に必要となる接触者リストを速 やかに作成できるよう,ケア記録,勤務表,施設内に出入りした者の 記録等を準備しておく
②職員自身について【管理者・施設長】【全従業員】	【感染症対策の再徹底】
	○マスクの着用や手洗い, アルコール消毒等を徹底
	○出勤前に体温を計測し発熱が認められる場合やせき症状・倦怠感(だるさ)などの症状がある場合には出勤を行わない
	○出勤後に体温を計測し,体温や体調チェック(せき症状・倦怠感(だるさ)などがないこと)を記録する
	○症状があって感染が疑われる場合は、職場へ伝えるとともに、厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえて、かかりつけ医もしくは新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル(092-711-4126)に相談するなど適切に対応
	○食事を対面で摂らない,休憩室等ではマスクを着用し会話を最小限にする,休憩時間をずらす,できる限りお互いの距離を保つ
	○職場外でも換気が悪く,人が密に集まって過ごすような空間を避ける
	○基礎疾患がある場合は,感染した際に重篤化するおそれが高いため特 に注意する

項目	内容
③利用者に ついて 【管理者・施設長】 【全従業員】	【利用者に発熱等がある場合の対応】 ○「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえ下記の対応を行う ・かかりつけ医もしくは新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル(092-711-4126)に相談した上で、受診につなげ、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、必要であれば感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続 ・サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用を徹底。 ・職員は利用者との接触から2週間は厳重な健康観察を行う。利用者が感染していた場合には、濃厚接触者となる可能性もあるため、保健所の指示に従う。 ・可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応
④ケア等の実施に ついて 【管理者・施設長】 【全従業員】	【サービス提供全般】 ○室内の換気と環境消毒を十分に行う。 ○食事の介助等 ・食事前に利用者に対し、手洗いや手指消毒を促す。 ・食事の準備等は短時間で実施できるよう工夫を行う。 ○排泄の介助等 ・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、マスク、手袋に加え、使い捨てエプロンを着用する。 ○清潔・入浴の介助等 ・介助が必要な利用者については、原則清拭で対応し、使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。 ・必要に応じて入浴介助を行った場合は、使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。